

庄原市民間賃貸住宅等

整備促進事業補助金

【目的】 庄原市内への移住・定住の促進、市内企業における就労人材の確保、二地域居住の推進による関係人口の拡大を目指し、民間賃貸住宅等の整備費用の一部を助成します。

[新築]

1戸あたり最大 **150**万円

- ・ 1棟当たり2戸以上の長屋又は共同住宅
- ・ 1棟当たり上限6戸（最大900万円）

[リフォーム]

1戸あたり最大 **100**万円

- ・ 補助対象経費の1/3
（1戸当たり上限100万円）
- ・ 1棟当たり上限6戸（最大600万円）
- ・ 既存空き家等の賃貸化、社宅化など

補助対象者（申請できる方）

■ 対象となる方

庄原市内の都市計画区域の用途地域を定めていない区域および都市計画区域外において、賃貸住宅・社宅を整備し、所有者となる個人または法人

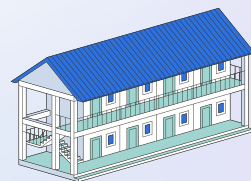
■ 主な要件

- ① 市税等を滞納していないこと
- ② 個人申請の場合：申請者本人および2親等以内の親族を入居させないこと
法人申請の場合：法人の役員等および役員の2親等以内の親族を入居させないこと
- ③ 暴力団・風俗営業関係・宗教法人でないこと
- ④ 事業が完了した日から5年（リフォームにあっては3年）を経過するまでの間継続して賃貸住宅等として運用する意図があること

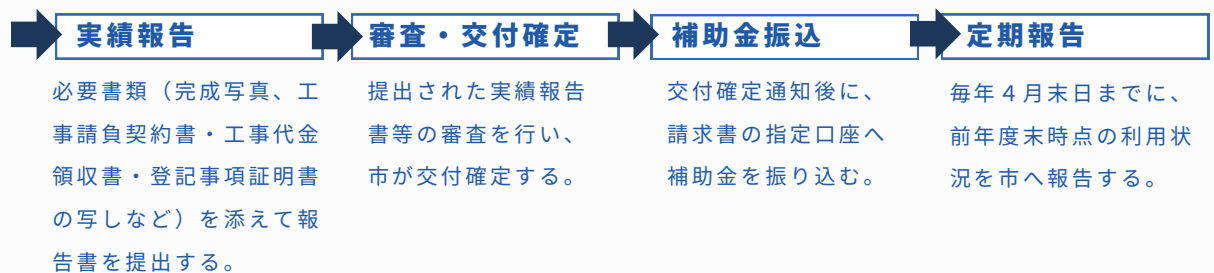
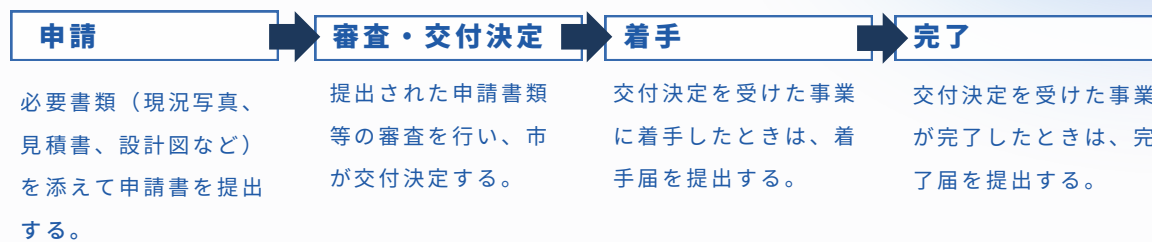
対象となる物件（賃貸住宅・社宅）の要件

■ 定義

- ① 1棟当たり2戸以上の住宅戸数を有する長屋または共同住宅
- ② 1戸当たりの専用部分の床面積が25平方メートル以上のもの
- ③ 玄関、専用居室、トイレ、浴室及び台所が配置されているもの
- ④ 組み立て式仮設建築物やコンテナハウス等の簡易なものではないもの
- ⑤ 1戸当たり1台以上の駐車場が確保されているもの
- ⑥ 上水道及び公共下水道等又は合併処理浄化槽に接続しているもの
- ⑦ 建築基準法、その他関係法令の基準に適合するもの



手続きの流れ（交付申請から報告まで）



補助対象外となる経費

- ・ 駐車場、駐輪場及び塀等の外構工事に要する費用
- ・ 家具、家庭用電化製品等の移動、購入、設置又は撤去に要する費用
- ・ 物置、倉庫等の設置又は撤去に要する費用
- ・ 公共下水道等の接続工事（公共枿又は放流枿から建物側の配管に係る工事を除く。）の配管工事に要する費用

補助金交付後の報告義務等

- | | |
|----------|---|
| ■ 義務管理期間 | 新築： 5年間 / リフォーム： 3年間 |
| ■ 定期報告 | 毎年4月末日までに、前年度末時点の利用状況（家賃設定・経営確認資料等）を市へ報告する。 |
| ■ 返還規定 | 期間内の取り壊し、転売、用途変更、不正などがあった場合は、補助金の返還が必要です。 |

【問い合わせ先】

庄原市役所 経営政策部 政策企画課 関係人口創出係
電話（0824）73-1209
メール kankei@city.shobara.lg.jp



詳細は市HPをご確認ください。